

県の一部の事務が市に移ります

県からの権限移譲を受け、これまで県が行っていた次の事務を本年4月1日から市で行います。

- 免許受領の際は、**問**へお問い合わせください。
- 栄養士法および栄養士法施行令による栄養士免許証の交付など
- 調理師法および調理師法施行令による調理師免許証の交付など

特定農業用ため池の指定

木場谷溜池(青山町)、横山溜池(網津町)、前床池(樋脇町塔之原)が1月16日(金)に、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第1項の規定に基づき、決壊などにより周辺に被害を及ぼすおそれがある特定農業用ため池として指定されました。

- 周辺を通る際はご注意ください。
- **問** 本庁耕地林務水産課耕地G(内線4421)

就学援助制度認定申請受付

生活保護世帯およびそれに準ずる世帯で、経済的理由などにより就学困難と認められる小・中学生の保護者に対し、学用品費や学校給食費などの援助をする制度です。

- 希望される保護者は、各学校にご相談ください。
- **問** 本庁学校教育課学事G(内線5352)

高齢者のための各種助成制度について

- (1) 家族介護用品購入助成事業
 - 紙おむつなどの介護用品を購入する際に利用できる金券の交付
 - 課税世帯11000円券×36枚(3万6000円分)
 - 非課税世帯11000円券×75枚(7万5000円分)
 - 必要介護者および介護者(申請者の同一世帯全員の課税状況により利用券の額が決まります。
- (2) ねたきり老人介護手当支給事業
 - 特別障害者手当・福祉手当の受給者は対象外
 - 特別障害者手当・福祉手当の受給者は対象外

- 要介護・要支援認定を受けている方
- 身体障害者手帳1・2級の方
- 療育手帳Aの方
- 介護者・要介護者共に、本市に住民票があり1年以上居住している方
- 特別障害者手当・福祉手当の受給者は対象外
- **内** 対して、1回の申請で6万円を支給(申請は8月と2月の年2回)
- 対 次の①②③の要件を満たす方
 - ① 65歳以上の要介護4・5の高齢者を、在宅で起居を共にしながら、基準日(8月1日と2月1日)から過去6カ月間に、3カ月以上継続して介護している介護者
 - ② 介護者・要介護高齢者の属する世帯の世帯員全員が市民税所得割が課されていないこと
 - ③ 介護者・要介護共に、本市に住民票があり1年以上居住している方
- 特別障害者手当・福祉手当の受給者は対象外
- **(3) 緊急通報体制整備事業**
 - 緊急時にボタンを押すと、市

- 指定する通報先へ通報する装置の貸し出し
- 65歳以上の一人暮らしで虚弱な高齢者
- **(4) 生活指導型ショートステイ事業**
 - 養護老人ホームなどに一時的に入所宿泊していただき、生活習慣などの指導および体調調整を行う
 - 在宅での自立した生活に不安のある高齢者
 - 料 1日381円の自己負担と食事代などの実負担金
- **(5) 高齢者日常生活用具給付等事業**
 - 次の品目の購入費の補助
 - ① 火災警報器、自動消火器
 - ② 電磁調理器
 - 対 心身機能低下で防火などの配慮が必要な一人暮らし高齢者
 - ※①の自動消火器と②の重複申請はできません。
 - ※所得税額状況などに応じて自己負担があります。
- **(6) 高齢者訪問給食サービス事業**
 - **内** 対して、給食の配達を通して安否確認などを行う(昼・夕食の2食以内で配食)
 - 対 食事の確保が困難である高齢者世帯など
 - 料 1食あたり自己負担500円

- (7) はり、きゅう、マッサージ等 施術料助成事業
 - **内** 受診券(一回800円)の交付
 - 本市に住民登録があり1年以上居住している満65歳以上の方
 - 本人の身分証明書
 - ※代理申請の場合は、本人および代理人の身分証明書
- **(8) 介護予防元気度アップ事業**
 - 令和4年度中に貯めたポイント数による利用券(最大5000円分)および令和5年度元気度アップカードの交付
 - **対** 元気度アップ・ポイント転換利用券1令和4年度の元気度アップカードをお持ちの方かつ本市に住民登録がある方
 - **対** 元気度アップカード(高齢者支援型)の交付14歳以上の方
 - **対** 元気度アップカード(参加型)の交付165歳以上の方
 - **方** 元気度アップ・ポイント転換利用券1令和4年度元気度アップカードを本庁高齢・介護福祉課または各支所、甌島振興局、市民サービスセンターへ持参
 - **元** 元気度アップカード11本庁高齢・介護福祉課または各支所、甌島振興局、市民サービスセンター、中央公民館各地区コミュニティセン

市のホームページをリニューアルします

Q ホームページがリニューアルするって、何が変わるの？

3月27日(月)から誰もが使いやすく、見やすいホームページを目指し、市のホームページをリニューアルします。いろいろな機能がついて、パソコン、スマートフォン、タブレット端末で機能が充実するよ。

教えてキジカケル

その1 ルビふり、音声読み上げ、多言語対応機能が充実します。



▲リニューアル後のホームページ(パソコン)

その2 パソコンだけでなく、スマートフォンから見た時にも検索機能が使えるようになります。



▲リニューアル後のホームページ(パソコン)



▲リニューアル後のホームページ(スマートフォン)



でも、リニューアル直後から数週間は、検索サイトの仕様上、検索はできてリニューアル前のページが検索されてしまう場合があり、ページを見ようとしてもうまく表示されないんだ。その場合は、トップページの各メニューボタンから探して行ってね。

各ページのアドレスが変わるので、パソコンやスマートフォンなどで特定のページをお気に入り登録している場合は、登録の変更をお願いします。

ホームページ(トップページ)アドレス
<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/>



問合せ先/本庁秘書広報課
 企画総務・広聴広報G
 (内線4121)



▲3月27日(月)からの介護予防元気度アップ事業

▲3月27日(月)からの高齢者福祉全般

▲介護予防元気度アップ事業

▲高齢者福祉全般

ター、総合福祉会館で取得
 ※高齢者支援型は、本庁高齢・介護福祉課へ申し込みが必要です。
 ※詳しくは問い合わせください。
問 (1) 本庁高齢・介護福祉課高齢者福祉G(内線2673)
問 (8) 本庁高齢・介護福祉課包括支援G(内線2676)